

伊方町ふるさと納税中間支援業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この実施要領は、伊方町ふるさと納税中間支援業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、業務履行能力及び企画提案に優れた者をプロポーザル方式（以下「本プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2. 業務概要

(1) 業務名

伊方町ふるさと納税中間支援業務

(2) 業務内容

別紙「伊方町ふるさと納税中間支援業務仕様書」のとおり

なお、仕様書に記載がない事項で委託業務の遂行上必要と認める事項がある場合は提案書に含めること。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

※令和7年3月31日までは準備期間とし、当該期間に発生する費用については原則、伊方町は負担しない。

※令和7年度の業務実績や事業内容等を鑑みて、本町が業務を継続することに支障がないと判断した場合は、本町と請負者双方合意のうえ、3年間を基本として業務契約を継続することができるものとする。

(4) 予算（提案上限額）

本プロポーザルでは、提案上限額を定めない。

ただし、寄附件数は10,000件、寄附金額200,000,000円となると想定したうえで、現状の経費等を鑑み、手数料は寄附金額の8%以内（消費税及び地方消費税を除く）を目安と考えている。

※返礼品の調達に係る費用及び返礼品の配達に係る費用等を除く。

※手数料だけでなく、返礼品発送費用を下げる提案等を含めた総合的評価を行うものとする。

※金額については本プロポーザルにおける見積比較においてのみ使用することとし、契約締結における予定価格を示すものではない。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとしている者は、次に掲げる参加者資格要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

であること。

- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 法人及びその代表者において、事業所の所在する市町村での市町村税及び消費税並びに地方消費税の滞納がない者であること。
- (4) 伊方町入札参加資格停止措置要綱（平成 17 年伊方町告示第 47 号）による入札参加資格停止期間中の者でないこと。
- (5) 伊方町暴力団排除条例（平成 23 年伊方町条例第 20 号）第 2 条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等でない者又はそれらに関与していない者であること。
- (6) 過去（本年度以前 5 年間）に、同種又は類似業務の実績を有していること。
- (7) 本業務の遂行に必要な業務経験等を有した者を配置させることができる者であること。

4. 質疑の受付及び回答

- (1) 実施要領、仕様書等に係る質疑は、持参のほか、郵便、FAX、電子メールにより提出すること。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。）
- (2) 質問様式
【様式第 7 号】質問票
- (3) 提出期限
令和 7 年 1 月 16 日（木）午後 5 時までとする。（必着）
- (4) 提出先
「1 2. 担当所属・書類提出先」と同じ。
- (5) 回答方法
提出された質問書に対する回答は、伊方町公式ホームページで順次回答する。

5. 応募申請書受付

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領、仕様書を理解したうえで、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア 【様式第 1 号】応募申請書
 - イ 【様式第 2 号】会社概要
 - ウ 【様式第 3 号】契約実績調書

エ 【様式第4号】業務実施体制書

①別紙1（任意様式）として、業務の執行体制を図示するとともに、執行体制編成の考え方及び特色について記載のこと。

②別紙2（任意様式）として、仕様書の各項目から詳細な業務スケジュールを作成するとともに、提案者と町に求める役割を明確に区分して提案のこと。

(2) 提出部数

紙媒体1部（原本1部、クリップ止め）

(3) 提出方法

持参又は郵送

※郵便による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等により申込書類等が提出先に到達しなかったことによる異議を申し立てることはできないこと。

(4) 提出期限

令和7年1月23日（木）午後5時までとする。（必着）

(5) 提出先

「12. 担当所属・書類提出先」と同じ

(6) 参加資格確認結果

応募申請書提出者に対し、様式第5号により参加資格審査結果を通知する。

なお、応募申請書提出者が多数の場合は、提出された書類について、以下の評価基準に基づいて審査を行い、概ね3者～5者選定するものとする。

評価基準		配点
業務実績・実施体制	業務実績	20点
	実施体制	10点
合計		30点

6. 企画提案書等の作成及び提出

企画提案書等は、別紙「伊方町ふるさと納税中間支援業務仕様書」の内容を踏まえ、次に定めるところにより作成し、提出すること。

(1) 企画提案書の様式等

ア 表紙は様式第6号を用いることとし、企画提案本文の様式は任意とします。

ただし、使用する文字サイズは原則11ポイント以上とすること。

イ 様式サイズはA4判とし、両面印刷で作成すること。ただし、これにより難しい場合はA3判の使用も可とする。

(2) 企画提案書の構成

企画提案書提出事業者（以下「提案者」という。）は、専門的な知識を有しない者でも理解できるように、わかりやすい表現を用いること。また、専門用語等につ

いては、用語説明を記載すること。

ア 企画提案

- ① 仕様書の業務内容に掲げる各事項全てについて、具体的な提案を行うこと。
- ② 提案趣旨やアピールしたいポイントなどを簡潔にわかりやすく記述し、意思表示は明確にすること。
- ③ 仕様書の内容に加え、伊方町に有益であると思われる提案があれば記載すること。

イ 見積金額

年度、業務内容、工程ごとに具体的な内訳明細を記載すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本7部、CD-R（DVD-R）1枚（電子データを格納したもの）

(4) 提出方法

「5. 応募申請書受付（3）」と同じ。

(5) 提出期限

令和7年2月6日（木）午後5時までとする。（必着）

(6) 提出

「12. 担当所属・書類提出先」と同じ。

7. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案者を対象に、提案書に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

(1) 実施日程

令和7年2月中旬予定 ※詳細な日時は、別途通知予定。

(2) 実施場所

伊方町役場（本庁）会議室 ※詳細な場所は、別途通知予定。

(3) 実施方法

提案者の説明時間は20分以内、ヒアリング10分程度とする。説明は提出した企画提案書のみを使用して行うものとし、追加資料の配布等は認めない。

なお、プレゼンテーションに必要な場合は、会場に用意するプロジェクター、HDMIケーブル及びスクリーンの使用を可とする。ただし、パソコンやケーブルの接続端子の変換機等の機器は提案者が持参することとする。

8. 審査方法

企画提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し、その結果、最も評価が高い応募者を第一優先交渉権者とする。

(1) 評価基準

評価基準		配点
企画提案の内容	提案内容の適格性	30点
	提案内容の具体性	30点
	提案内容の独創性	30点
	参考見積の妥当性	10点
合計		100点

(2) 候補者の選定方法

失格者を除いた者の内、次の者を契約の相手方の候補者として選定する。

- ・得点が最も高い者
- ・審査委員ごとの順位を比較して1位を獲得した数が多い者

上記が別の者となった場合には、審査委員会にて協議の上、候補者を選定することとする。

(3) 失格事由

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本募集要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が「2 業務概要（4）」の委託上限を超える場合
- エ 公表の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼす恐れのある不正行為を行った場合

(4) 審査結果の通知・公表

候補者選定後、提案者全員に【様式第9号】により選定又は非選定の結果を通知する。また、審査結果通知日翌営業日以降に、以下の項目において伊方町ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

評価結果

候補者：名称及び評価

9. スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

項目	内容	実施期間又は期日
1	公募開始	令和7年1月6日（月）
2	質問書提出期限	令和7年1月16日（木）午後5時
3	応募申請書等の提出期限	令和7年1月23日（木）午後5時
4	企画提案書の提出期限	令和7年2月6日（木）午後5時

5	プレゼンテーション及びヒアリング	令和7年2月中旬予定
6	審査結果の通知	
7	審査結果の公表	

10. 契約手続

候補者選定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行う。なお、その際には、候補者はあらためて見積書を提出するものとする。

11. その他留意事項

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、【様式第8号】辞退届により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書については、1者について1提案に限ることとする。
- (3) 企画提案書を提出した後、差替、訂正、再提出は認めない。
- (4) 企画提案書を提出した後、町が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、プレゼンテーション及びヒアリング等に要する経費は、提案者の負担とする。
- (6) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、入札参加停止措置を行うことがある。

12. 担当所属・書類提出先

〒796-0301 愛媛県西宇和郡伊方町湊浦 1993 番地 1
伊方町役場 総合政策課 まちづくり・DX 政策係
電話：0894-38-2659 FAX：0894-38-1373
メール：furusato@town.ikata.ehime.jp